

第3次春日井市 障がい者総合福祉計画



平成 27 年 3 月
春 日 井 市

はじめに

本市では、これまで、平成24年に「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とする第2次春日井市障がい者総合福祉計画を策定し障がい福祉施策を進めてまいりました。

国においては、平成24年10月に障害者虐待防止法を施行、平成25年4月には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた障害者総合支援法を施行し、新たに難病患者も障がい福祉サービスの対象となりました。

さらに、平成25年6月に障害者差別解消法の制定、平成26年1月には、障害者権利条約が締結されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、本市においては、平成26年4月に障がい者虐待防止センターの機能を有する相談支援の中核となる基幹相談支援センターを開所し、相談支援体制の一層の充実を図っているところです。

今回の第3次春日井市障がい者総合福祉計画は、これまで取り組んできた計画の基本理念を引き継ぎ、障がいのある人を取り巻く現状を踏まえ、多様なニーズに応えるため、今後3年間の障がい福祉サービスの活動量やその提供体制の確保について定めるとともに、その成果目標を設定しました。

今後は本計画をもとに、保健、医療、福祉、教育などの様々な分野において、市民、NPO法人、事業者などの皆様と連携を図りながら、諸施策を推進してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり御協力いただきました春日井市障がい者施策推進協議会、春日井市地域自立支援協議会の委員の皆様を始め、アンケート調査や意見募集など、さまざまな機会において御参加いただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

春日井市長 伊藤 太



目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 重点課題 | 5 |

第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

| | |
|------------------------|----|
| 1 本市の人口の推移と推計 | 6 |
| 2 障がいのある人の数の推計 | 7 |
| 3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価 | 13 |
| 4 地域生活支援事業の実績と評価 | 23 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|---------|----|
| 1 基本理念 | 25 |
| 2 基本的視点 | 25 |
| 3 施策の体系 | 26 |

第4章 施策の推進

| | |
|-------------------|----|
| 1 生活支援 | 28 |
| 2 保健・医療 | 36 |
| 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等 | 39 |
| 4 雇用・就業、経済的自立の支援 | 42 |
| 5 生活環境 | 44 |
| 6 情報アクセシビリティ | 46 |
| 7 防災・防犯 | 48 |
| 8 差別の解消及び権利擁護の推進 | 51 |
| 9 行政サービス等における配慮 | 54 |

第5章 計画の推進

| | |
|--------------|----|
| 1 庁内関係機関の連携 | 56 |
| 2 関係機関の連携 | 56 |
| 3 広報・啓発活動の推進 | 56 |
| 4 計画の進行管理 | 57 |

資 料

| | |
|----------------------------------|-----|
| I 策定の経緯と体制 | 58 |
| II 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要 | 63 |
| III 調査結果 | 65 |
| IV 第2次計画の数値目標に対する実績 | 83 |
| V 障がい福祉サービス事業所マップ | 84 |
| VI 用語説明 | 85 |
| VII 施策担当課 | 103 |